

鳥取県告示第785号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成24年11月30日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成24年11月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
日野溝口線	変更前	日野郡日野町下黒坂字鶴ノ池1253-17地先から 同字1251-18地先まで	3.2~46.9	1,094.0
	変更後	日野郡日野町下黒坂字鶴ノ池1253-17地先から 同字1251-18地先まで	5.6~97.6	614.0
		日野郡日野町下黒坂字鶴ノ池1251-24地先から 同町下黒坂字割谷1313-1地先まで	5.2~54.4	983.0